

# モールス電信技能認定実施規程

(目的)

第1条 この規程は、連盟がモールス電信技能の認定を行うことにより、モールス電信による通信のより一層の普及・発展を図ることを目的とする。

(技能の種別)

第2条 認定する技能の種別および等級(以下「資格」という。)は、次のとおりとする。

## 1 総合

- |     |          |    |
|-----|----------|----|
| (1) | モールス電信総合 | 5段 |
| (2) | モールス電信総合 | 4段 |
| (3) | モールス電信総合 | 3段 |
| (4) | モールス電信総合 | 2段 |
| (5) | モールス電信総合 | 初段 |
| (6) | モールス電信総合 | 1級 |
| (7) | モールス電信総合 | 2級 |
| (8) | モールス電信総合 | 3級 |

## 2 欧文

- |     |          |    |
|-----|----------|----|
| (1) | モールス電信欧文 | 5段 |
| (2) | モールス電信欧文 | 4段 |
| (3) | モールス電信欧文 | 3段 |
| (4) | モールス電信欧文 | 2段 |
| (5) | モールス電信欧文 | 初段 |
| (6) | モールス電信欧文 | 1級 |
| (7) | モールス電信欧文 | 2級 |
| (8) | モールス電信欧文 | 3級 |

(認定)

第3条 モールス電信技能の認定は、資格ごとに行う実技試験によるものとする。

(試験科目)

第4条 資格ごとの試験科目は、次のとおりとする。

## 1 モールス電信総合

- (1) 5段、4段、3段、2段、初段は、和文、欧文普通語および欧文暗語
- (2) 1級、2級および3級は、和文および欧文普通語

## 2 モールス電信欧文

- (1) 5段、4段、3段、2段、初段は、欧文普通語および欧文暗語
- (2) 1級、2級および3級は、欧文普通語

(技能要件)

第5条 等級ごとの技能要件は、次表のとおりとする。

資格の等級	5段	4段	3段	2段	初段	1級	2級	3級
通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25
試験時間	約3分間						約2分間	
試験方法	手書きによる音響受信 注2							

注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。

2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。

(名人位)

第6条 モールス電信の和文および欧文の送信および受信に特に優れた技能を有する者を、名人とする。

2 名人の試験科目は、和文、欧文普通語、欧文暗語とし、技能要件は、次表のとおりとする。

通信速度 (字/分) 注1	試験時間	試験方法
180	約5分間	手送り送信および手書きによる音響受信 注2

注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。

2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。

(試験の免除)

第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は、申請により次に定める区別に従い試験の全部または一部を免除する。

2 前項の申請は、国家試験を受験し、「電気通信術」の「科目合格」の日付が次に定める区別の無線従事者資格を取得した日の前の場合は、試験の全部または一部を免除する。

(1) 試験免除

認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格
第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下
第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下
第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下
第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下
第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文1級以下
第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級

(2) 科目免除

認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格
国内電信級陸上特殊無線技士 第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下の和文 モールス電信総合1級以下の欧文

第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文

(認定員の選任)

第8条 会長は、この制度の円滑な運営を図るため、モールス電信の試験に精通している者を認定員として選任し、技能認定に係る試験問題の作成、採点、判定等の業務を行わせる。

2 前項の判定は、複数の認定員の合議により決定する。

(ボランティア試験員)

第9条 会長は、実技試験を円滑に実施するため、総合および欧文の1級以下の各資格の試験の実施および採点をボランティア試験員に行わせることができる。

2 ボランティア試験員は、モールス電信総合1級以上の資格を有し、かつ本連盟の正員であること。

3 ボランティア試験員を希望する者は、モールス電信技能認定の免状の写しを添えて申し出を行い、会長の許可を受けなければならない。

(試験の実施)

第10条 試験の実施の細部については、別に定める。

(処分)

第11条 試験に関して不正の行為があったときは、当該試験を無効とすることがある。

(免状)

第12条 実技試験に合格した会員には、申請により免状を交付する。

2 前項の申請は、合格発表の日から6か月以内とする。

(手数料)

第13条 試験の申込手数料および免状の交付申請手数料については、別に定める。

(付 則)

1. この規程は、平成8年11月22日から施行する。
2. この改正規程は、平成11年5月22日から施行する。  
改正 第7条(1)
3. この規程は、平成17年10月23日から施行する。  
改正 第5条、第7条(1)、(2)
4. この規程は、平成18年7月15日から施行する。  
改正 第7条 2.